

## 「日米欧の AI 規制方針の相違と方向性」

慶應義塾大学総合政策学部 教授 新保史生

### ○ 欧州の AI 政策 (p2~)

- EU は 2014 年のロボローガイドライン以来 10 年の時間をかけて AI のもたらす影響についての研究と法規制への検討を行ってきた。その後 2020 年の「AI 白書」をきっかけに具体的な法規制に向けた取り組みに向かった。
- そして、2024 年に「新 AI 整合規則提案」として生成 AI も視野にいれた内容となり、すでに 2 月に欧州委員会の採択が終わり、3 月初旬現在は欧州議会の採択を待つ最終段階に至っている。
- 今後の姿としては「AI 法案 (整合規則提案)」「機械規則提案」「AI 法的責任指令案」「データ法案」の 4 つによる体系になると考えられている。
- 日本も同時期の 2014 年に自律型ロボットを対象に「ロボット法」の提案があったが、AI については今までの間、複数の (法的強制力のない) ガイドラインによる対応となっている。

### ○ EU の AI 法案 (p16~)

- 2023 年 6 月の名称 : Amendments adopted by the European Parliament on 14 June 2023 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on laying down harmonized rules on artificial intelligence (Artificial Intelligence Act) and amending certain Union legislative acts
- 本稿では「AI 法」あるいは「AI 整合規則提案」と呼ぶ。
- EU の AI 規制の趣旨は、「AI 整合規則提案」として「製品安全規制同様の義務を課す」ことが中核 (p19) であり、根幹の部分は「適合性評価」。そして製品やサービスに「CE マーキング」を課す「事前規制」(p23)。
- また、対象となる AI システムは 4 つのリスクレベル (「① 受容できないリスク」「② 高リスク」「③ 限定的なリスク」「④ 低リスク又はリスク無し) に分類して取り扱われる。(p25)
- 「高リスク AI」については規正をかける目的となっているが、「民間航空」をはじめ「自動車」や「ドローン」が一見「適用除外」とされている。これらについては 84

条に基づき「別途規制の強化を行う対象」としての適用除外であることに留意が必要。(p27)

- プロバイダやデプロイヤーの義務（16条-29条）も最終案では General-Purpose AI（汎用目的 AI：生成 AI を含む）に関する規律が大幅に追加されている。なお、ここでも General-Purpose AI ≠ Artificial General Intelligence（汎用 AI：強い AI）であることに留意が必要。
- 「AI 整合規則提案」としてのガバナンスについては、第三者機関（EAIB：European Artificial Intelligence Board）が設置される。(p35)

### ○ 安全、安心、信頼できる人工知能に関する米国大統領令（p50～）

- これまでアメリカはハードローではなく、一貫して自主規制での規律を求めてきた。
- が、2023年に大統領令が法制化を求めたことで、その方針が転換される可能性がある。大統領令を EU の規律と対比することで違いを比べられる。
- 大統領令に書かれた 8 つの中心領域の順序は①安全保障、②プライバシー保護、③権利保障となっている。これは EU であれば①権利保障、②プライバシー保護、③安全保障となる。(p51)
- 「安全保障」のなかに「危険な生命科学試料を作り出すリスク」が書かれていることが特徴的。(p52)
- 「プライバシー保護」では個人の権利としてのプライバシーではなく「プライバシー保護技術の開発」とされていることが特徴的。(p53)
- 「権利保障」では、EU であれば「欧州基本権条約に基づく個人の基本的権利の保障」が第一義だが、アメリカでは「差別助長の抑止」となっていることも特徴的。(p54)
- その他「④ 消費者、患者、学生のための取り組み (p55)」、「⑤ 労働者の支援 (p56)」、「⑥ イノベーションと競争の促進 (p57)」、「⑦ 国外におけるアメリカのリーダーシップの推進 (p58)」、「⑧ 政府による責任ある効果的な AI 活用の確保 (p59)」と続く。
- この中では「労働者の支援」として「AI による労働者への影響の軽減への取り組みを進める」ことが記載されている。また「イノベーションと競争の促進」では「高度な技術を有する移民の積極的な登用（学業・労働）」が記載され「ビザ発給機銃の合理化」が明記されている。
- 最後には「政府による責任ある効果的な Ai 活用の確保」として、政府機関での責任ある且つ効果的な AI 利用が明記されている。
- なお、AI 整合規則が一般の事業者に直接影響を与えるものであるのに対して、アメリカ

カの大統領令は連邦政府機関に対して取り組みを促すものという違いはあるが、議員立法として複数の AI 規制法案がすでに提出されており、今後の議会での動向にも注目が必要。

## ○ 日本の AI 関係政策

- 日本も 2015 年の日本経済再生本部決定による「ロボット新戦略」公表に続き、2016 年の第 5 期科学技術計画では「重点的に取り組むべき技術課題としての AI」が明記 (p72) され、それ以降、非常に明確に AI の技術開発、倫理的・法的・社会的問題への取り組みを打ち出してきた。
- また、成果・実証のための「特区制度 (special zone)」は海外からも注目され、一部の国では「サンドボックス」として導入されている。(p73)
- その後は「ガイドライン」を中心とした AI 規制政策を行っており、総務省による「AI 開発ガイドライン (2017 年)」・「AI 利活用ガイドライン (2019)」、経済産業省による「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン (2021 年)」を更新してきたが、現在はこれらを統合した「AI 事業者ガイドライン」(WS 時点でパブコメ中)として、「開発者」・「提供者」・「利用者」に求められる取り組みを公表。
- 現在は 5 つの会議体で AI に関する政策立案検討が行われている。(p74)
- また国際協調面では、G7 広島サミットで決議された生成 AI に関する議論を行う場「広島プロセス」の創設 (2024 年の議長国イタリアに引き継がれた) や AI 開発組織向けの「広島プロセス国際指針」と「広島プロセス行動規範」の公表、GPAI での積極的な活動も行っている。
- このように諸外国に先駆けた取り組みがなされてきた経緯がありながら、AI「規制」に向けた研究や検討が送れている理由には「① 規制・禁止同視論」・「② 規制の不存在の反射としての躊躇」・「③ 責任転嫁論」・「④ 法と倫理の混同」・「⑤ 取り越し苦労的な懸念先行論」・「⑥ クリックベイト的論文」・「⑦ 検討事項の断片的抽出・認識・評価による弊害」といったことが考えられる。(p78-79)

## ○ AI 規正論と新保ビジョン (p60~)

- 「Ai 規正論」はこれからの日本における AI 規制への 7 項目の新保試案であり、「新保ビジョン」はさらに対外効果を視野にいれた政策的取組への提言になっている。

### <AI 規正論>

- 「AI 規正論」は総務省の「情報政策研究」に論文を寄稿したもの。総務省 | 情報通信政策研究所 | 学術雑誌『情報通信政策研究』第 7 巻第 1 号 (soumu.go.jp)

その構成 (p61) は

- ① AI システムの研究開発から利用、販売及びサービスの提供にあたって必要な「ルール (規制)」を定める必要性
- ② その遵守について自主的な取り組みを尊重するものの
- ③ 販売やサービス提供において「事実上の強制規格」として機能する「ルール (整合規格・技術標準・要求事項)」を導入
- ④ それを計画、実施、評価及び改善するためのマネジメントシステム規格を制定
- ⑤ これらの仕組みを規律するための根拠を法定
- ⑥ 「AI 規正委員会 (仮称)」を第三者機関として設置
- ⑦ 「日本版 AI システム適合性評価制度」を中核とする AI 規制構想を実現するというもの。

- すでに自主規制を重視してきた米国も大統領令により AI 規制の法制化に向かっている中、日本も「ハードローを行わないという方針からの転換」は必須と考える。  
(p62)
- その際、EU の AI 整合規則提案のような安全規制は、むしろ日本の事業者が得意としてきたものでもあることから、ISO/IEC で検討されている AI マネジメント規格 (42001) を取り込む形で「安全・安心な AI の利用のためのマネジメントシステム = 日本版の AI システム適合性評価制度」を日本独自のものとして (ただし EU の制度との相互運用性の確保を念頭に) 構築しようという考え。

### <新保ビジョン>

- 「AI 規正論」のコンセプトを実現する具体的な施策デザイン案が「新保ビジョン」になる。
- まず方針については (p67)
  - ・ 産業標準化法に基づく新たな「AI マネジメントシステム規格 (仮称)」を制定し、(ISO や NIST 等の国際的標準を参考にしながら) 整合標準を定める。
  - ・ 電気用品安全法の改正により PSE マークを AI システム適合証明に活用する方法又は日本版 AI 法の制定による AI 整合規格の根拠となる法整備 (p104) を実施する。

また、

- ・ 『三条機関としての AI 規正委員会を設置し、適合性評価制度を機能させるとともに、公民の AI 利用の監督、国際的な相互認証の権限』(p105-106) を持たせ、

そして

- ・ 『DFFT (Data Free Flow with Trust | 信頼性のある自由なデータ流通 : p92) 及びデータガバナンスとの両立を図る』 ことで国際的な戦略としての推進を企図していく (p94)、というもの。

## ○ まとめ

p108 : まとめ

- 以上、本日の結論として、
  - (a) 法規制回避論からの脱却 → 法規制回避の議論はもうやめる
  - (b) AI 規制の最適化 → どのような規制が最適か考える
  - (c) 日本「発 or 初」の新たな AI 規制政策の立案 → 日本の強みを生かしすぐに対応できるものということが提言になる。